

異常高温・高飽差緊急情報(第1号)

令和6年8月26日
新潟県農林水産部

台風10号の影響により、8月27日は高温が予想されています。

収穫期に近いこしいぶきでは、胴割粒発生の危険性が高まっています。

粳の黄化割合を確認し、速やかに収穫してください。

気象状況

- 8月23日に異常高温と強い乾燥が発生し、こしいぶきの胴割粒発生の危険水準 9 g/m^3 を超える日平均飽差^{注)}が県内5地点で観測されました。
- 8月27日は最高気温が 35°C の高温が予想されています。
- 台風10号が発生しており、30日に暴風域に入る可能性があります。

注) 飽差は空気の乾燥程度を示す指標。数字が大きいほど乾燥程度が大きい。

当面の管理対策

- 収穫間近の水稻(出穂後積算気温 900°C 頃、粳水分が22%未満)が強い乾燥に遭遇すると胴割粒が発生しやすくなります。
- 粳を確認し、黄化率80%以上で、粳水分22%未満の場合は、既に乾燥に遭遇しており胴割れ粒の発生が懸念されるので、できる限り速やかに収穫してください。
- 収穫時の粳水分が低い場合や胴割れが懸念される粳は、毎時乾燥速度が0.5%以下になるよう送風温度を低めに設定して丁寧に乾燥しましょう。
- 乾燥機に2段乾燥機能や休止乾燥機能があれば利用しましょう。

台風10号が接近しています。気象情報をこまめに確認し、荒天となる前に作業を終了し、安全確保を優先しましょう。

参考資料

県内アメダス観測地点（10地点）における日平均飽差

(g/m^3)

地点名	村上	新潟	新津	三条	長岡	柏崎	大潟	高田	相川	弾崎
8/23 (金)	6.8 ○	9.1 ●	10.5 ●	7.8 ○	9.8 ●	10.5 ●	6.0 ○	6.4 ○	10.1 ●	8.9 ○

数値下の記号について 6.0未満：なし 6.0以上9.0未満：○ 9.0以上：●

この値は、日平均気温・日平均湿度から日平均飽差を計算した実測値です。

過去のデータについては、下記ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nouen/r6inasaku.html>



飽差 (g/m^3) とは

1立方メートルの空気中に、あと何グラムの水蒸気を含むことができるかを示す値のことで、空気の乾燥程度を表しています。この数値が大きいほど、空気中により多くの水分を含むことができ、渇きやすい状態であることを示します。

飽差と胴割粒の関係

胴割粒は、出穂後の高温や収穫期頃の乾燥、刈遅れ等で発生します。収穫期近くの籾水分が22%未満に低下した時期に、高い飽差に遭遇すると胴割粒が急増することが分かっています。この時の飽差のめやすは、「こしいぶき」、「コシヒカリ」では $9\text{ g}/\text{m}^3$ 以上、「新之助」では $6\text{ g}/\text{m}^3$ 以上です。胴割粒の発生を抑えるため、出穂後積算気温800℃から飽差を確認し、この条件に遭遇した場合は900℃を収穫開始期として早期に収穫を開始しましょう。

農業総合研究所研究成果「フェーン現象や乾燥による胴割粒の多発を抑制する早期収穫判断のめやす」を参考にしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/336549.pdf>

水稻共済加入者の皆様へ

新潟県農業共済組合

登熟不良の発生と特例措置

水稻は、出穂期以降20日間程度の気温が高温等で推移すると、外見上判断できない白未熟粒等が発生する可能性が高くなります。

現在加入されている半相殺、全相殺方式は収量補償であるため、品質や等級の低下では、通常、共済金の支払い対象となりません。

しかし、当組合管内で白未熟粒等が広範囲に発生し、規格外米が相当割合発生した場合は、当組合の申請及び国の認定により、特例的に白未熟粒等の発生量を共済減収量に加味して、損害評価（特例措置）を実施できる場合があります。

※令和5年産水稻においては、記録的な高温・少雨による品質の大幅低下を受け、特例措置を実施しました。その結果、支払共済金が特例措置前と比較して約1.4倍の増額となりました。

被害申告される場合の注意点

特例措置の対象となるためには、被害申告をしていることが必要となります。そのため、玄米の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障害により、白未熟粒等が半分程度以上発生している場合は、収穫される前に必ず被害申告を行ってください。

被害申告の方法は、送付された「水稻損害評価のお知らせ」をご確認ください。

※なお、白未熟粒等の被害申告をいただいても、今後の生育・被害状況等により特例措置が実施されない場合や、特例措置が実施されても一定の割合を超える減収とならない場合は、共済金の支払対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】お近くのNOSA Iまでご連絡ください。